

6 オープンアクセスと機関リポジトリ

常磐大学人間科学部 栗山正光

1 オープン・アクセス Open Access (OA)

オープン・アクセス (以下、OA) とは、簡単に言えば、学術論文にインターネットを介して無料でアクセスできることである。特に査読済みの雑誌掲載論文について言う。

OA 入門としてよく参照されるのが Peter Suber による「オープン・アクセスの簡略紹介」で、日本語にも訳されている¹⁾。

OA の発端の一つとされているのが、1994 年、Stevan Harnad が論文原稿のインターネット上での無料公開を主張し、Paul Ginsparg らと電子メールで議論した「破壊的提案」とか「転覆計画」と呼ばれるもので、これは後に本にまとめられている²⁾。

以後、OA はブダペスト、ベセスダ、ベルリンという三つの重要な会議を経て運動が形成されていった。

なぜこうした運動が起きているのかについては、研究者の評価と大きな関わりがある。”Publish or perish”という言葉に象徴されるように、研究者は論文を発表することで評価され、しばしば論文の被引用数が評価の基準になっている。学術論文は、小説や教科書などと異なり、原稿料や印税によって収入を得るものではなく、できるだけ多くの研究者に読まれ、引用されることが著者の利益につながる。近年、学術雑誌の価格高騰がアクセスを阻害していると問題になる一方で、インターネットにより誰でも簡単に情報を受発信できる状況がある。自分の論文をウェブ・サイトで公開している研究者も多い。論文の流通自体にはコストがほとんどかからなくなっている。

さらに、一般市民の需要 (特に医療情報)、納税者意識の高まりもあり、公的資金による研究成果は広く誰でもアクセスできるようにしようという動きが加速している。

OA 実現には二つの道があるとされている。

一つはセルフ・アーカイビング (グリーンの道) である。これは著者が論文原稿を機関リポジトリ等に登録し、無料公開することである。もちろん出版者との合意が必要だが、現在、約 60% の出版社がセルフ・アーカイビングに青 (グリーン) 信号を出している³⁾。

二つ目はオープン・アクセス誌 (ゴールドの道) で、これは読者からは購読料を取らない学術雑誌である。費用は著者または助成団体などが支払う。Directory of Open Access Journals⁴⁾により、現在どのようなオープン・アクセス誌が出版されているか知ることができる。

2 機関リポジトリ Institutional Repository (IR)

機関リポジトリとは、大学など学術機関が、自機関の研究成果を収集・保存し、無料公開するインターネット上のアーカイブのことである。研究者のセルフ・アーカイビングの場ともなり、主に大学図書館が設置・運用している。これに対して分野別リポジトリというものもあり、両者は相補的あるいは対立関係にあるとすることもできるかもしれない。

オープン・アクセス・リポジトリ登録簿 Registry of Open Access Repositories (ROAR)⁵⁾によ

れば、現在、2,900 以上のリポジトリが存在する。

機関リポジトリを支える技術としては、まず何より、インターネットおよび WWW である。その上でリポジトリ・ソフトウェアと呼ばれるものを動かし、文書データやメタデータなどの管理を行なっている。リポジトリ・ソフトには、DSpace (MIT 図書館と HP)、EPrints (英サウスハンプトン大)、HAL (仏 CCSD)、XoonIps (理研) などといったものがある。これらはいずれもフリーソフトウェアで、インターネット上で無料で入手できる。自分たちで設定できなければ有料で業者のサポートを受けることもできる。また、CMS (Content Management System) と呼ばれる類似のソフトウェアもあり、これで運用を行うことも可能である。多くのリポジトリ・ソフトは OAI-PMH というメタデータ受け渡しのプロトコル (規約) に対応している。

日本の機関リポジトリは、国立情報学研究所(NII)⁶⁾によると 173、ROAR によると、150 である (2012 年 6 月 6 日)。2006 年 10 月の時点では 20 足らず、2007 年 7 月の時点では 68 という数だった⁷⁾のが、ここまで増えた。これは国立情報学研究所の支援事業による後押しが大きい。

日本では、機関リポジトリを構築している大学・研究機関の連携組織 DRF (Digital Repository Federation)⁸⁾が 2005 年に発足し、2012 年 6 月 6 日現在 144 機関が参加している。

3 OA の利害関係者と研究者への OA 浸透度

OA の利害関係者としてはまず第一に研究者、それから出版者 (学会を含む)、図書館員、研究費助成者、研究機関の経営者、一般市民 (納税者) 特に難病患者やその家族などが考えられる。OA 自体にはこうした関係者の誰も表立って反対することはない。問題は持続可能なビジネスモデルである。

一番の利害関係者である研究者にどの程度 OA が浸透しているかについては、いくつか調査がある。

Hajjem らは SCI, SSCI のデータをもとに 12 年間 (1992-2003), 10 分野(生物、心理、社会、健康、政治、経済、教育、法律、ビジネス、管理)の約 130 万論文を調査した。その結果、分野、年、国によって違いがあるが、OA となっている論文の率は 5~16%で、そうした OA 論文はそうでないものに比べて 36~172%多く引用されているとしている⁹⁾。

Swan と Brown の 2005 年の調査では、世界中の研究者 1,296 人が回答した。過去 3 年間のセルフ・アーカイブ経験者は 49%と半数程度だったが、OA が義務付けられた場合、81%が喜んで従う、13%がしぶしぶ従うと回答し、従わないとしたのは 5%だった¹⁰⁾。

2006 年にオーストラリアとニュージーランドの 47 大学を調査(46 大学が回答)した結果では、デジタル版論文提出を義務付けている大学は 95%が OA となっており、義務付けていない大学は 17%という数字も出ている¹¹⁾。

こうした調査結果から OA を進展させるには義務付け(mandate)が必要との声が高まった。

4 OA の義務化

4. 1 研究費助成と OA 義務化

研究費助成団体が助成金を受けた研究成果の OA を義務化している代表的な例として、米国立

衛生研究所(NIH)の Public Access Policy¹²⁾がある。これは制定までに次のような経緯をたどっている。

2004年7月、下院歳出委員会が NIH に、助成研究に対して出版後半年以内の OA を義務づける方針策定を勧告する。これを受けて 2005年2月、出版後1年以内の OA を要請する最終方針が出された。これは要請であって義務ではない。同じ年の11月、OA 率が5%以下という状況から、検討 WG は義務化と猶予期間短縮を提言した。2007年6月、上院歳出委員会は義務化で合意する。これに対して米出版者協会(AAP)は義務化反対の書簡を公開するが、同年12月末、義務化の法律は成立する。

米国では NIH ばかりでなく連邦政府の助成研究はすべて OA 化を義務付けようという FRPAA という法案が、2006年5月、共和党コーニン、民主党リーバーマン両上院議員によって提出されている(リーバーマンは2005年12月に CURES Act (医学文献の OA 義務化)も提案している)。この法案は全米の多くの大学や図書館団体が支持を表明するが成立しなかった¹³⁾。また、2009年6月にも再提出されたがやはり成立しなかった。

英国では、2004年7月、イギリス下院科学技術特別委員会が OA 義務化の勧告を出す。政府は11月に拒否回答をするという出来事があった。当時、これは OA 推進派に挫折ととらえられた。

しかし、その後、英研究協議会(RCUK)が公的資金の助成を受けた研究は OA にすべきという方針を打ち出す。これは2005年6月に草案、2006年6月修正版¹⁴⁾が発表された。OA の方法としては著者支払いでもセルフ・アーカイビングでもどちらでもいいとしている。これに対しては2006年7月、学協会出版者協会(ALPSP)が懸念を表明している。

民間団体としては、ウェルカム・トラスト (Wellcome Trust)が助成研究の OA 義務化を行っている(2005年10月～)。出版後6ヶ月の猶予期間を認めており、商業誌の OA オプションを利用する場合の費用は財団が出すとしている。医学関係の主題リポジトリである PubMed Central (PMC)あるいは UKPMC (2007年1月設立)への納入を義務付けている。

欧州委員会(EC)は2006年1月に発表した科学出版に関する研究の最終報告書¹⁵⁾の中で OA 義務化を勧告しており、この勧告を支持する署名運動も起こった。

4. 2 大学による OA 義務化

大学全体あるいは学部単位で自大学リポジトリへの登録を義務化する大学も増えている。先駆的な実施例としては、サウスハンプトン大学、クイーンズランド工科大学、タスマニア大学、リエージュ大学、ハーバード大学などがある。ROARMAP¹⁶⁾というサイトでは各リポジトリの方針等を記録する登録簿だが、それによると OA を義務化する機関は年々増加している。

元タスマニア大学の Arthur Sale はパッチワーク・マンデイトという概念を提唱している。これは大学全体で OA を義務付けるのは困難なので、できる学部、学科から OA 義務化していこうというものである¹⁷⁾。

4. 3 出版者側の反応

出版社側は、義務化には反対の立場を鮮明にしている。前述の RCUK の方針に対する学協会出版者協会(ALPSP)の懸念表明に続き、2007年2月には、STM 出版社によるブリュッセル宣言が出された。ここでは、著者最終稿の OA 化が進展すると購読収入を不安定化、査読制度を損なうと指摘されている¹⁸⁾。

また、エルゼビア社はセルフ・アーカイビングを認めているグリーン出版社だが、著者は原稿をリポジトリ等で公開してもいいが、OA を義務付けている機関は別途協定が必要という不可解な論文公開方針¹⁹⁾を定めている。反面、エルゼビアはセルフ・アーカイブの代行も行っており、ハワード・ヒューズ医学研究所(HHMI)と協定を結び、HHMI の料金負担で著者に代わって原稿を雑誌発行後6ヶ月後にPMCに納入している。著者は何もする必要がない。

他方、出版社側は Springer Open Choice, Wiley-Blackwell Online Open, Elsevier Open access articles など OA オプション (ハイブリッド・モデル) を用意したり、HINARI, AGORA といった発展途上国への電子ジャーナル無料化プロジェクトを実施するなど、彼らなりの OA の方策を模索している。

4. 4 OA 義務化—最近の動き

2011年12月、アイサ、マロウニー両下院議員により、Research Works Act (RWA) (研究著作法案) が提出された。これは FRPAA とは逆に連邦政府助成研究の OA 義務化を禁止する法案で、成立すると NIH Public Access Policy は変更を迫られることになるはずだった。アメリカ出版協会(AAP)がこの法案を支持していたが、MIT Press、ロックフェラー大学出版局、ネイチャーグループなどが次々と反対や中立を表明するなど出版社側も足並みがそろっていなかった。そうした中で、法案支持を表明していたエルゼビア社に対して激しい反発が起り、同社のボイコット運動に発展した。エルゼビア社は結局、法案支持撤回し、法案自体も不成立に終わった。こうした動きは「アラブの春」になぞらえて「学術の春 (Academic Spring)」とも呼ばれた。

RWA の廃案と入れ替わるように、2012年2月、FRPAA (連邦政府助成研究 OA 化法案) が再提出された。Alliance for Taxpayer Access (SPARC 主導の組織) が支持活動を展開し、52人のノーベル賞学者が支持の書簡²⁰⁾を出す (2012年3月) 一方、81の学術出版社が反対を表明している²¹⁾。2012年5月には、ウェブ上でホワイトハウスへの請願署名運動が展開され、ホワイトハウスのスタッフが問題を取り上げるのに必要な30日で25,000人の署名を半分の期間で達成した。

英国では研究協議会(RCUK)が新しい方針案を発表した。これは公開猶予期間を12か月から6か月に短縮するとともに、テキスト・マイニングでの利用を認めるという、さらに踏み込んだ内容になっている²²⁾。一方、学協会出版者協会(ALPSP)と英出版協会(PA)は図書館に対して OA と雑誌購読の継続に関するアンケート調査を実施した。950の図書館に電子メールを送付し、800に届き、そのうち210の図書館から回答を得た (回答率26%)。その結果、6か月後の無料公開でも購入し続ける割合は、自然科学・技術系が56%、人文社会科学系では35%に過ぎないことがわかったとしている²³⁾。

5 ゴールドOAの動向

SCOAP³は高エネルギー物理学分野の主要雑誌をOA化するもので、CERNが中心となり世界各国の機関が資金を拠出する。諸手続きが進行しており、2012年6月1日には各出版社に入札を呼びかけている²⁴⁾。

Journal of Experimental Botanyという雑誌は、著者の所属大学が同誌を購読していれば、自動的にその論文は無料で公開するという実験を行っており、掲載論文の7割がオープンアクセスになるとの見通しを示している。2007年の購読料が£816/\$1469/€1224であるのに対し、非購読の場合のOA料金は£1500/\$2800/€2250、2009年では購読料が£1057/\$2114/€1586であるのに対し、非購読の場合のOA料金が£1700/\$3000/€2550と、購読を継続した方が有利な価格となっている²⁵⁾。

オープンアクセス・メガジャーナルは年間で何千という論文を掲載するSTM系の巨大雑誌で、PLoS ONE²⁶⁾、ネイチャーのScientific Reportsなどが該当する。ピアレビューは簡略化し、迅速性とできるだけ多くの論文を世に出すことを重視している。

PeerJ²⁷⁾はPLoS ONE代表のPeter Binfieldが創設したもので、99ドルの会費で生涯、論文を投稿できるという、いわば価格破壊が反響を呼んでいる。

eLife²⁸⁾は米ハワード・ヒューズ医学研究所、独マックス・プランク協会、英ウェルカム・トラストが共同で創刊するOA誌で、世界有数の助成機関がスポンサーとなっていることで期待が高い。掲載料は当面無料だが、将来は課金もあり得るとのことである。

ゴールドOA出版社の中には法外な掲載料を取るとかピアレビューがなされていないといった批判がなされるものも少なくない。コロラド大学の図書館員Jeffrey Beallは、そうしたいわばハゲタカ出版社のリストを作成して公開している²⁹⁾。ただし、このリストには賛否両論あるので注意が必要である。

6 OA実現への道をめぐる議論

現在、OAに関する論点には次のようなものがある。

- ・ グリーンかゴールドか
- ・ 機関リポジトリか主題別リポジトリか
- ・ 義務化すべきか
- ・ 無料OAか自由OAか
 - Gratis (無料) OA : 無料で読めることにより経済的な障壁を取り去るもの
 - Libre (自由) OA : 二次利用の許諾まで含むもの
- ・ 研究アクセスか公共アクセスか
 - 研究アクセス論 : OAの直接のターゲットは研究者であるというもの
 - 公共アクセス論 : 公的資金による研究成果は納税者すべてがアクセスできるようにすべきというもの

ここでは、OAの黎明期から議論をリードしてきたHarnadの主張を見ておく。

Harnadは、大学、研究助成機関は、研究者に機関リポジトリへのセルフアーカイビング(ID/OA)

を義務付けるべきだと自分のブログ³⁰⁾などで繰り返し主張している。

ID/OA とは Immediate-Deposit/Optional-Access の略で、出版社が OA 禁止期間(embargo)を設定していることへの対抗手段として Harnad が考え出したものである。embargo があるものでもリポジトリにすぐに搭載し、アクセスはできないが書誌事項は検索できるようにしておく。書誌事項の検索結果に e-プリント請求ボタンを用意し、これが押されたら著者に連絡が行き、著者が許可を与えれば請求者に電子メールで本文が送付されるというものである。Harnad は、これは著作権や出版契約に抵触しないとす。実際、DSpace や Eprints といったリポジトリ・ソフトにはこの機能がある。

さらに、義務は無料公開にとどめ、二次利用の許諾まで求めるべきではないということ、また、OA は研究者のためのものであり、公共アクセス論には立たないことも明言している。

すなわち、先の論点に即して Harnad の主張をまとめると、次のようになる。

- ・ グリーン (セルフ・アーカイビング)
費用をかけることなく OA に到達できる。ゴールドは時期尚早。
- ・ 機関リポジトリ
主題別リポジトリではすべての研究分野を網羅できない。
- ・ 義務化
研究者は自発的には動かない。義務化すれば大多数の研究者は従う。
- ・ 無料 OA
研究者や出版社に対して、OA 実行のハードルを下げる。自由利用の許諾はその後。
- ・ 研究アクセス
すべての研究が公的助成を受けているわけではないので、納税者への義務は OA 実施の理由にならないことがある。また、一般市民のアクセス要求があるのは医療などごく限られた分野にすぎない。

Harnad の主張には反対意見が噴出することも多いが、OA に関して最も精緻な議論を展開している論客の一人だろう。

注・参考文献 (アクセス日付はすべて 2012 年 6 月 11 日)

1) http://www.openaccessjapan.com/archives/2005/02/post_2.html

2) Okerson, A.; O'Donnell, J. (eds) (1995). Scholarly Journals at the Crossroads: A Subversive Proposal for Electronic Publishing. Association of Research Libraries.

<http://www.arl.org/sc/subversive/>

3) RoMEO Statistics.

<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/statistics.php?la=en&fIDnum=|&mode=simple>

4) <http://www.doaj.org/>

5) <http://roar.eprints.org/>

6) 国立情報学研究所「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」 <http://www.nii.ac.jp/irp/list/>

- 7) オープンアクセスジャパン 「日本における機関リポジトリ」
http://www.openaccessjapan.com/archives/2006/01/post_87.html
- 8) <http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/>
- 9) Hajjem C, Harnad S, Gingras Y (2005). Ten-Year Cross-Disciplinary Analysis of the Growth of Open Access and Its Effect on Research Citation Impact. IEEE Data Engineering Bulletin, 28, (4), 39-47. <http://eprints.soton.ac.uk/262906/>
- 10) Swan and Brown (2005) "Open access self-archiving: An author study" Technical Report, JISC. <http://cogprints.org/4385/>
- 11) Australasian Digital Theses Program Membership survey 2006
<http://archive.caul.edu.au/surveys/adt2006.doc>
- 12) National Institute of Health. Public access homepage. <http://publicaccess.nih.gov/>
- 13) オープンアクセスジャパン 「FRPAA 法案に進展なし」
<http://www.openaccessjapan.com/2007/09/frpaa-3.html>
- 14) Research Councils UK updated position statement on access to research outputs (2006).
<http://www.rcuk.ac.uk/documents/documents/2006statement.pdf>
- 15) European Commission (2006). Study on the Economic and Technical Evolution of the Scientific Publication Markets of Europe. Final Report.
http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/scientific-publication-study_en.pdf
- 16) <http://roarmap.eprints.org/>
- 17) Sale, Arthur (2007). The patchwork mandate. D-Lib Magazine. January/February 2007. 13(1/2) . <http://www.dlib.org/dlib/january07/sale/01sale.html>
- 18) Brussels Declaration. <http://www.stm-assoc.org/brussels-declaration/>
- 19) Elsevier. Article Posting Policies.
<http://www.elsevier.com/wps/find/authorsview.authors/postingpolicy>
- 20) An Open Letter to the U.S. Congress Signed by 52 Nobel Prize Winners.
<http://www.arl.org/sparc/bm~doc/2012-nobelists-lofgren.pdf>
- 21) 81 Scholarly Journal Publishers Oppose Federal Research Public Access Act.
<http://www.publishers.org/press/61/>
- 22) RCUK Proposed Policy on Access to Research Outputs.
http://www.openscholarship.org/upload/docs/application/pdf/2012-03/rcuk_proposed_policy_on_access_to_research_outputs.pdf
- 23) The potential effect of making journals free after a six month embargo.
<http://www.publishingresearch.net/documents/ALPSPPApotentialresultsofsixmonthembargov.pdf>
- 24) <http://scoap3.org/>
- 25) Journal of Experimental Botany. Open Access.
http://www.oxfordjournals.org/our_journals/exbotj/openaccess.html

26) <http://www.plosone.org/>

27) <http://peerj.com/>

28) <http://www.elifesciences.org/>

29) Beall's List of Predatory, Open-Access Publishers.

<http://carbon.ucdenver.edu/~jbeall/Beall%27s%20List%20of%20Predatory,%20Open-Access%20Publishers%202012.pdf>

30) Open Access Archivangelism. <http://openaccess.eprints.org/>

オープンアクセスと機関リポジトリ

常磐大学人間科学部
栗山 正光

平成24年度大学図書館職員長期研修
2012年7月5日(木)
@筑波大学春日エリア情報メディアユニオン

オープン・アクセス Open Access (OA)

- 学術論文にインターネット上で無料でアクセスできること
 - 特に査読済みの雑誌掲載論文
 - cf. Peter Suberによるオープン・アクセスの簡略紹介
- 発端(の一つ): 1994年、Stevan Harnadが論文原稿のインターネット上での無料公開を主張
 - Paul Ginspargらと電子メールで議論
 - cf. [Scholarly Journals at the Crossroads: A Subversive Proposal for Electronic Publishing](#)
- 三つの重要な会議を経て運動形成
 - [Budapest, Bethesda, Berlin](#)

なぜOAか？

- Publish or perish
 - 研究者は論文の被引用数が評価の基準
 - 引用されるためには読まれなくてはならない
- 学術論文は原稿料、印税収入なし
 - 小説、教科書、解説書などとは違う
- 学術雑誌の価格高騰がアクセスを阻害
- インターネットにより誰でも簡単に情報を受発信できる状況
- 一般市民の需要、納税者意識の高まり
 - 特に医療情報

OAへの二つの道

- セルフ・アーカイビング(グリーン)の道
 - 著者が論文原稿を機関リポジトリ等に登録し、無料公開すること
 - 約60%の出版社がセルフ・アーカイビングに青(グリーン)信号を出している
 - cf. [RoMEO Statistics](#)
- オープン・アクセス誌(ゴールド)の道
 - 読者からは購読料を取らない
 - 費用は著者または助成団体などが支払う
 - [Directory of Open Access Journals](#)

機関リポジトリ

Institutional Repository (IR)

- 大学など学術機関が、自機関の研究成果を収集・保存し、無料公開するインターネット上のアーカイブ
- 研究者のセルフ・アーカイビングの場合
- 主に大学図書館が設置・運用
- 分野別リポジトリと相補(?)/対立(?)関係
- オープン・アクセス・リポジトリ登録簿[Registry of Open Access Repositories \(ROAR\)](#)によれば、現在、2,900以上のリポジトリが存在

機関リポジトリを支える技術

- インターネット、WWW
- リポジトリ・ソフトウェア
 - [DSpace](#)(MIT図書館とHP)、[EPrints](#)(英サウスハンプトン大)、[HAL](#)(仏CCSD)、[XooNips](#)(理研)などのフリーソフト
 - 自分たちで設定できなければ業者のサポートも
 - CMS (Content Management System) でも可(?)
- [OAI-PMH](#)
 - メタデータ受け渡しの規約
 - 時代遅れとの議論も(?)

日本の機関リポジトリ

- 国立情報学研究所(NII)によると173、ROARによると、150(2012年6月6日)
 - 2007年7月の時点では 68
 - cf. オープンアクセスジャパン:日本における機関リポジトリ
 - 2006年10月の時点では20足らず
- 国立情報学研究所の支援事業による後押し
- DRF (Digital Repository Federation)
 - 機関リポジトリを構築している大学・研究機関の連携組織
 - 2005年発足、2012年6月6日現在144機関が参加

OAの利害関係者

- 研究者
 - 出版者(学会を含む)
 - 図書館員
 - 研究費助成者
 - 研究機関の経営者
 - 一般市民(納税者)
 - 難病患者やその家族
- * OA自体には誰も表立って反対しない

研究者へのOA浸透度(1)

- Hajjem C, Harnad S, Gingras Y (2005). Ten-Year Cross-Disciplinary Analysis of the Growth of Open Access and Its Effect on Research Citation Impact.
 - SCI, SSCIのデータをもとに12年間(1992-2003), 10分野(生物、心理、社会、健康、政治、経済、教育、法律、ビジネス、管理)の約130万論文を調査
 - OA率は5-16%(分野、年、国によって違う)
 - OA論文は36-172%多く引用されている

研究者へのOA浸透度(2)

- Swan and Brown "Open access self-archiving: An author study" Technical Report, JISC. 2005
 - 世界中の研究者1,296人が回答
 - 過去3年間のセルフ・アーカイブ経験者は49%
 - オープン・アクセスが義務付けられた場合、
 - 81%:喜んで従う
 - 13%:しぶしぶ従う
 - 5%:従わない

研究者へのOA浸透度(3)

- Australasian Digital Theses Program Membership survey 2006
 - オーストラリアとニュージーランドの47大学を調査(46大学が回答)
 - デジタル版論文提出を義務付けている大学は95%がOA
 - 義務付けていない大学は17%がOA

* 義務付け(mandate)が必要との声が高まる

研究費助成とOA義務化(1)

- NIHのPublic Access Policy
 - 2004年7月、下院歳出委員会がNIHに、助成研究に対して出版後半年以内のOAを義務づける方針策定を勧告
 - 2005年2月、最終方針:出版後1年以内のOAを要請(義務ではない)
 - 2005年11月、OA率が5%以下という状況から、検討WGは義務化と猶予期間短縮を提言
 - 2007年6月、上院歳出委員会は義務化で合意
 - 米出版者協会(AAP)は義務化反対の書簡
 - 2007年12月末、義務化の法律が成立

研究費助成とOA義務化(2)

- FRPAA(連邦政府助成研究OA化法案)
 - 2006年5月、共和党コーニン、民主党リーパーマン両上院議員が提案
 - リーパーマンは2005年12月にCURES Act(医学文献のOA義務化)も提案
 - 全米の多くの大学や図書館団体が支持を表明するが成立せず
 - cf. オープンアクセス・ジャパン「FRPAA法案に進展なし」
 - 2009年6月にも再提出されるがやはり成立せず

研究費助成とOA義務化(3)

- 2004年7月、イギリス下院科学技術特別委員会がOA義務化の勧告を出す、政府は11月に拒否回答
- 英研究協議会(RCUK)の立場表明
 - 2005年6月草案発表、2006年6月修正版発表
 - 公的資金の助成を受けた研究はOAに
 - 著者支払いでもセルフ・アーカイビングでもいい
 - 2006年7月学協会出版者協会(ALPSP)が懸念を表明

研究費助成とOA義務化(4)

- ウェルカム・トラスト(Wellcome Trust)が助成研究のOA義務化(2005年10月~)
 - 出版後6ヶ月の猶予期間
 - 商業誌のOAオプションの費用は財団が出す
 - PMC, UKPMC(2007年1月設立)への納入
- 欧州委員会(EC)のOA義務化方針
 - 科学出版に関する研究の最終報告書“Study on the Economic and Technical Evolution of the Scientific Publication Markets of Europe”(2006.1)の中で勧告
 - この勧告を支持する署名運動

大学によるOA義務化

- サウスハンプトン大学、クイーンズランド工科大学、タスマニア大学、リエージュ大学、ハーバード大学などが自大学リポジトリへの登録を義務化
 - cf. ROARMAP (年々増加している)
- パッチワーク・マンデイト
 - タスマニア大学のArthur Saleが提唱
 - 大学全体でOAを義務付けるのは困難なので、できる学部、学科からOA義務化
 - Cf. D-Lib Magazine January/February 2007. 13(1/2)

出版者側の反応(1)

- 義務化には反対の立場を鮮明にしている
- RCUKの方針に対する学協会出版者協会(ALPSP)の懸念表明(2006.7)(前述)
- STM出版社によるブリュッセル宣言(2007.2)
 - グリーンOAの進展は購読収入を不安定化、査読制度を損なう
- エルゼビア社の不可解な(?)論文公開方針
 - 著者は原稿をリポジトリ等で公開してもいいが、OAを義務付けている機関は別途協定が必要

出版者側の反応(2)

- 一方で、セルフ・アーカイブの代行も
 - ハワード・ヒューズ医学研究所(HHMI)とエルゼビア社の協定
 - エルゼビア社は原稿を雑誌発行後6ヶ月後にPMCIに納入
 - HHMIが料金を負担、著者は何もする必要がない
- OAオプションを用意(ハイブリッド・モデル)
 - Springer Open Choice, Wiley-Blackwell Online Open, Elsevier Open access articles など
- 発展途上国への電子ジャーナル無料化
 - HINARI, AGORA

OA義務化—最近の動き(1)

- Research Works Act (RWA)(研究著作法案)
 - 連邦政府助成研究のOA義務化を禁止する法案
 - 成立するとNIH Public Access Policyは変更を迫られる
 - 2011年12月、アイサ、マロウニー両下院議員が提出
 - アメリカ出版協会(AAP)はこの法案を支持、しかしMIT Press、ロックフェラー大学出版局、ネイチャーグループなどが次々と反対や中立を表明
 - エルゼビア社の法案支持に激しい反発
 - ボイコット運動に発展→支持撤回 (Academic Spring)
 - 結局、法案は不成立

OA義務化—最近の動き(2)

- FRPAA(連邦政府助成研究OA化法案)再提出(2012年2月)
 - Alliance for Taxpayer Access (SPARC主導の組織)が支持活動を展開
 - 52人のノーベル賞学者が支持の書簡(2012年3月)
 - 81の学術出版社が反対表明
 - ホワイトハウスへの請願署名運動(2012年5月)
 - 30日で25,000人の署名が必要←15日で達成

OA義務化—最近の動き(3)

- 英研究協議会(RCUK)は新しい方針案を発表
 - 公開猶予期間を12か月から6か月に短縮
 - テキスト・マイニングでの利用を認める
- 学協会出版者協会(ALPSP)と英出版協会(PA)は図書館に対してアンケート調査を実施
 - 950の図書館に電子メールを送付、800に届く
 - 210の回答を得る(回答率26%)
 - 6か月後の無料公開でも購入し続ける割合は、自然科学・技術系=56%
人文社会科学系 =35%

ゴールドOAの動向(1)

- SCOAP³
 - 高エネルギー物理学分野の主要雑誌をOA化
 - CERNが中心となり世界各国の機関が資金拠出
 - 出版社に入札を呼びかけ(2012.6.1)
- Journal of Experimental Botanyの実験
 - 著者の所属大学が同誌を購読していれば、自動的にその論文は無料で公開
 - 7割がオープンアクセスになるとの見通し
 - cf. http://www.openaccessjapan.com/archives/2007/06/journal_of_expe.html
 - 購読料(非購読の場合のOA料金)
 - 2007: £816/\$1469/€1224 (£1500/\$2800/€2250)
 - 2009: £1057/\$2114/€1586 (£1700/\$3000/€2550)

ゴールドOAの動向(2)

- オープンアクセス・メジャーナル
 - STM系の巨大雑誌(年間で何千という論文を掲載)
 - PLoS ONE, Scientific Reports などが該当
 - ビアレビューは簡略化、迅速性重視
- PeerJ
 - PLoS ONE代表のPeter Binfieldが創設
 - 99ドルの会費で生涯、論文を投稿できる
- eLife
 - 米ハーワード・ヒューズ医学研究所、独マックス・プランク協会、英ウェルカム・トラストが共同で創刊
 - 掲載料は当面無料、将来は課金もあり得る
- ハゲタカ出版社リスト
 - Beall's List of Predatory, Open-Access Publishers

OA実現への道をめぐる論点

- グリーンかゴールドか
- 機関リポジトリか主題別リポジトリか
- 義務化すべきか
- 無料OAか自由OAか
 - Gratis(無料)OA: 無料で読めることにより経済的な障壁を取り去るもの
 - Libre(自由)OA: 二次利用の許諾まで含むもの
- 研究アクセスか公共アクセスか
 - 研究アクセス論: OAの直接のターゲットは研究者
 - 公共アクセス論: 公的資金による研究成果は納税者すべてが無料でアクセスできるようにすべき

Harnadの主張(1)

- 大学、研究助成機関は、研究者に機関リポジトリへのセルフアーカイビング(ID/OA)を義務付けるべき
 - Immediate-Deposit/Optional-Access (ID/OA)
OA禁止期間(embargo)設定への対抗手段
書誌事項の検索結果にe-プリント請求ボタンを用意→
著者が請求者に電子メールで本文送付(出版契約に
抵触しない) * DSpaceやEprintsにはこの機能がある
- 義務は無料公開にとどめ、二次利用の許諾まで求めるべきではない
- OAは研究者のためのものであり、公共アクセス論には立たない

cf. [Open Access Archivangelism](#)

Harnadの主張(2)

- グリーン(セルフ・アーカイビング)
 - 費用の問題(ゴールドOAは時期尚早)
- 機関リポジトリ
 - 主題別リポジトリではすべての研究分野を網羅できない
- 義務化
 - 研究者は自発的には動かない
 - 義務化すれば大多数の研究者は従う
- 無料OA
 - ハードルを下げる
- 研究アクセス
 - すべての研究が公的助成を受けているわけではない
 - 一般市民の要求があるのは医療などごく限られた分野

まとめ

- オープンアクセス(OA)とは
- 機関リポジトリ(IR)とは
- OAの利害関係者
- OAが研究者になかなか浸透しない現状
- 研究助成団体や大学によるOA義務化の流れと出版者側の反応
- ゴールドOAの動向
- OA実現への道をめぐる論点とハーナットの主張